

平成二十年六月二十四日受領
答弁第五四六号

内閣衆質一六九第五四六号

平成二十年六月二十四日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九六年五月のビザなし交流で起きたとされる暴行事件に対する外務省の説
明並びにそれを否定する証言に対する同省の対応等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九六年五月のビザなし交流で起きたとされる暴行事件に対する外務省

の説明並びにそれを否定する証言に対する同省の対応等に関する質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成二十年六月十三日内閣衆質一六九第四七六号）一及び二について等で繰り返し述べているとおり、外務省としては、苗木の持込み及び植樹については、御指摘の四島交流事業の実施団体において作成されたと承知する御指摘の訪問団の具体的な行程を記載した日程表に明記されていないと承知しており、また、北海道庁から事前に協議を受けていなかったことから、外務省として、当時、本件に関する外務省及び御指摘の職員の対応に問題があったとは考えておらず、その判断に変わりはない。

二から十四までについて

質問主意書に対しては、その内容を理解し答弁しているものと認識しており、先の答弁書（平成二十年六月十三日内閣衆質一六九第四七六号）三から十七までについて等で述べているとおり、報告書には、御指摘の議員の御指摘の者への対応が、「足を蹴り、また顔面を殴った」と具体的に記載されており、十分な客観性を有していると考えます。その他のお尋ねについては、御指摘の四島交流の枠組みの下での訪問が

行われてから既に十年以上の年月が経過しており、また、報告書又は外務省が保存している文書からは明らかでなく、お答えすることは困難である。